

小学校家庭科における消費者教育の充実

新学習指導要領では、中学校の内容との系統性を図り、自立した消費者を育成するために消費者教育に関する内容の充実が図られ、「C消費生活・環境」（現行学習指導要領「D身近な消費生活と環境」）において、「**買物の仕組みや消費者の役割**」に関する内容が新設されました。



「買物の仕組み」

日常行っている買物が**売買契約**であることを理解できるようにする。

「売買契約の基礎」として扱う3つのこと

買う人（消費者）の申し出と売る人の承諾によって**売買契約**が成立する。

買う人はお金を払い、**売る人は商品を渡す義務**がある。

商品を受け取った後は、買った人の一方的な理由で商品を返却することができない。

授業づくりのポイント

売買契約について、具体的な生活場面をもとに考える

①身近な事例をもとに考える

Q.法律上の契約はどっち？

- (1) スーパーでお菓子を買った。
- (2) 友だちと映画を見に行く約束をした。

※クイズの出典

名古屋市消費生活センター情報ナビ「**Happyの子ども消費者クイズ** 小学生編初級コース」より



契約は「法的な責任が生じる約束」だったんだね。

「契約」なんて大人の人がするものだと思っていたけど、私たちも生活の中で「契約」をしているのね。

「消費者教育ポータルサイト」には消費者教育に関する様々な情報が掲載されています。

フリーワード検索に「小学校家庭」と入力すると、授業実践例や教材を閲覧することができます。

②買物をする場面のどこで「売買契約」が成立するのかについて考える

(1) 商品を選んで
いる場面



これを買おう！

(2) 買う人が買う意
思を示し、売
る人が合意した場面



これをください。

かしこまりました。

(3) 買う人が代金を
支払った場面



280円
いただきます。

(4) 商品を受け取った
場面

ありがとう
ございました。

